

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	金商法
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>監督指針Ⅲ－２－１５「長期に亘り業務を休止した場合等の監督上の対応について」では、「金融商品取引業者が金融商品取引業を行うことができることとなった日から三月以内に業務（金融商品取引業者が二以上の種類の業務を行う場合は、その行ういずれかの業務であっても対象となる。Ⅲ－２－１５において同じ。）を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したとき」、その正当性について深度あるヒアリングや必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告の対象となるとの記述があるが、対象となる業務は金商法第 2 条第 8 項に定められている金融商品取引業であり、金融商品取引業以外に行うことができる付随業務、届出業務および承認業務は当該検証の対象とならないとの理解でよいか。</p> <p>また、金融商品取引業に該当する業務であっても、ビジネスの性質や環境等により、年に数件、あるいは数年に 1 件等しか案件が成立しない業務があるが、このような場合は「正当な理由がない」業務の休止としてみなされることはなく、ヒアリングや報告の対象とならないことを確認させて頂きたい。</p>	<p>ご理解のとおり、監督指針Ⅲ－２－１５（１）に規定する「業務」とは、金商法第 2 条第 8 項に定める金融商品取引業をいい、付随業務（第 35 条第 1 項）、届出業務（同条第 2 項）及び承認業務（同条第 4 項）は含まれておりません。</p> <p>また、ご指摘のような数年に 1 件等しか案件が成立しない場合であっても、直ちに業務の不開始又は休止について「正当な理由がない」とするものではなく、例えば、人的構成、予算、社内規則、各種態勢面等を整備した上で、取得勧誘を開始又は再開するための事業計画等が合理的根拠に基づいて作成されている場合には、正当な理由がない休止には該当しないものと考えられますが、「正当な理由がない」か否かは業態や業務内容、業務運営態勢等を勘案して、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるものと考えられます。</p>
2	<p>ファンドに組成可能な案件を発掘し、事業化して募集に至るまでには相当の期間を必要とします。事業化ニーズがなければ組成は困難であり、事業計画を立てたととしても計画通りに進まないことは珍しくありません。その間は取り扱いがない状態が生じますが、その期間を休止とされると、業務停止リスクとなり人材確保等や長期的な事業運営に支障となりかねません。このような場合も休止とみなされるのでしょうか。</p>	<p>事業化して募集に至るまでに相当の期間を必要とするファンドが、事業化までの間、個別のファンドの取得勧誘を行っていない場合であっても、直ちに業務の不開始又は休止について「正当な理由がない」とするものではなく、業態や業務内容、業務運営態勢等を勘案して、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
3	<p>不動産信託受益権の売買は不動産の実物取引同様、不動産市況その他の経済環境や社会情勢の影響を受け、安定的に案件が存在するものではありません。情報収集に努めていても案件に遭遇できなければ取り扱うことができません。ビジネスチャンスに恵まれず案件待ちの状態は休止とみなされるのでしょうか。</p>	<p>不動産信託受益権を取り扱うために第二種金融商品取引業の登録を受けている不動産業を営む法人が、不動産信託受益権に関する業務について、取引機会が得られるまでの間、個別の不動産信託受益権の取得勧誘を行っていない場合であっても、直ちに業務の不開始又は休止について「正当な理由がない」とするものではなく、業態や業務内容、業務運営態勢等を勘案して、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
4	<p>不動産信託受益権は大口の不動産取引に利用される場合が多いですが、事業者が大口取引に関与できる機会は必ずしも多くはありません。それでも、二種業に登録して情報収集しなければ大口取引に参入する機会が得られないため、体制整備等にコストをかけ</p>	<p>不動産信託受益権を取り扱うために第二種金融商品取引業の登録を受けている不動産業を営む法人が、不動産信託受益権に関する業務について、取引機会が得られるまでの間、個別の不動産信託受益権の取得勧誘を行っていない場合であっても、直ちに業務の不開始又は休止について「正当な理由がない」とするものではなく、業態や業務内容、業務運営態勢等を勘案して、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	でも登録を行っています。このような場合でも、取引実績がないと休止とみなされるのでしょうか。	